

令和8年2月24日を予定（消防広報誌3月号でお知らせします）

「火災予防条例等」の改正



令和7年2月に発生した大船渡市林野火災をうけて

林野火災注意報・林野火災警報 が発令されます

対象期間について

1月～5月（気象状況によりそれ以外の期間も発令対象になることもあります）

※林野火災の出火原因の多くは人為的なものであり、全国的な傾向として、実際の火入れの実施や林野火災の発生が1月から5月の時期に集中しているため

該当地域について

豊前市・吉富町・上毛町・築上町・みやこ町の全域

発令の周知方法について

防災無線・防災ラジオ・ホームページ等
消防車両による巡回広報（警報時）



林野火災注意報 の発令基準について

前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
または

前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表されたとき

林野火災警報 の発令基準について

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表される等、発令が必要と判断されるとき

発令時の火の使用制限について

- ① 山林、原野等において火入れ又は喫煙※をしないこと ※電子タバコは含まない
- ② 花火（玩具用を含む）をしないこと
- ③ 屋外において火遊び又はたき火（裸火を使用し、火の粉が飛散する行為を含む）をしないこと
- ④ 屋外においては、爆発しやすい物や可燃物の近くで喫煙※をしないこと
- ⑤ たばこの吸殻や灰を捨てる場合は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること

発令の種類	火の使用制限	罰則
林野火災注意報	努力義務	なし
林野火災警報	義務	あり(30万円以下の罰金又は拘留)

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



※ 林野火災警報等に関係なく野外焼却（野焼き等）は、廃棄物処理法により禁止されています。

野外焼却を行った者は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。

屋外で火を使用するときは、次のことに気をつけましょう。

